平成２５年（フ）第５５３号
岡山市北区春日町７―24―602、住民票上の住所岡山市北区南中央町２番14号802
債務者　髙橋　教代
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月６日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２６４８号
東京都江東区大島５丁目24―４―301
債務者　円谷クリーニングこと　円谷　守夫
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７７９号
東京都立川市若葉町４丁目25―１　若葉町団地14―306
債務者　竹川　朋美
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７８０号
東京都渋谷区本町２丁目30―３―201
債務者　古屋　　正
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月６日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２８３９号
東京都練馬区春日町１丁目11―12―406
債務者　井上　昌子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８４４号
東京都葛飾区東水元３丁目11―18　ＳＦハウスＣ
債務者　石井　悠介
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８４８号
東京都葛飾区東堀切２丁目２―17―301
債務者　楠原代志美
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８４９号
神奈川県相模原市中央区相生３丁目２－３　相生南団地２―104
債務者　寺尾　恵一
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８５８号
東京都狛江市東和泉４丁目７－４
債務者　内田　哲也
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８６３号
東京都町田市本町田1417―２－２－６
債務者　勝田　　亮
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８６６号
千葉県鎌ケ谷市初富800―１―103
債務者　内田　由美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８６８号
東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目５－４－1101
債務者　福澤　俊二
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８８５号
東京都豊島区北大塚２丁目16―９―602
債務者　小島　仁一
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８８８号
東京都葛飾区奥戸２丁目25―15―302
債務者　尾崎　　愛（旧姓宮森）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８９３号
千葉県東金市松之郷1355―５
債務者　畑中　信宏
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時　東京地方裁判所民事第20部